

議案第61号

南風原町個人番号カード利用条例の一部を改正する条例

南風原町個人番号カード利用条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年9月9日提出

○
南風原町長 赤嶺正之

(提案理由)

○
庁舎内に設置している自動交付機の老朽化による利用廃止及び所要の改正をするため提案する。

南風原町個人番号カード利用条例の一部を改正する条例

南風原町個人番号カード利用条例（平成27年南風原町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「自動交付機」を「多機能端末機」に、「町が」を「民間事業者が」に改める。

第3条第2号中「自動交付機」を「多機能端末機」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。